

手続公正、予測分離、そして複式簿記 －井尻講演を聴く、その論点－

駒澤大学教授 石川純治

1 はじめに－エレガントな俯瞰－

米国カーネギーメロン大学の井尻雄士教授（元アメリカ会計学会会長）が来日され、企業会計基準委員会、財団法人財務会計基準機構主催（その他に経団連、経済同友会、会計士協会、証券取引所、銀行協会、監査役協会など多くの団体・協会の共催・協賛）の講演会が、小雨ふる6月24日、大盛況のなか砂防会館で行われた。題して「変遷 75年の米国会計基準とその環境」。本稿は、その論点を特に筆者の問題意識から取り上げてみたものである¹。

周知のとおり、井尻教授は会計学はいうに及ばず、経済学、経営学そして統計学などの分野でも数多くの業績をあげてこられた。そのことは今さら紹介する必要もないであろう。ただ、われわれの世代にとって井尻理論といえば忘れられないのが『会計測定的基础』（東洋経済新報社、1968年）での「会計測定の公理的構造」であり、それに代表されるきわめてエレガントな理論構築であろう²。会計測定論の黄金時代といわれた60年代、井尻教授は次々にその斬新なアイデアで多くの業績をあげられてきた。

その後、とりわけ今日の井尻教授はあたかも経済学者の森嶋通夫や宇沢弘文がそうであるように、厳密な理論構築からより広いパースペクティブにもとづく考察へと関心が移行しているようにもみえる。そのことは6年前の日本会計研究学会での講演と同じく、今回の講演にもうかがえる³。ちなみに、今回の講演も前回と同様、きわめてエレガントでビューティフルな構成方法が採られており、そこにいわば井尻流方法・思考の真骨頂がある⁴。

2 手続公正と純粋公正－公正概念と会計・監査－

さて、今回の目玉的テーマは何かと問われれば、筆者は特にテーマ4の「手続公正、純粋公正」とテーマ5の「予測保護、予測分離」をあげてみたい⁵。

周知のとおり、昨年7月に成立した米国企業改革法では社長（CEO）および財務担当重役（CFO）は財務諸表の真実性に関する宣誓証明を行う必要がある。しかし、注意すべきはそれがGAAPに基づいたことの証明ではなく（手続公正）、無条件の純粋な公正性の証明（純粋公正）であるという点である。井尻教授が「…財務諸表の証明との関係で将来どのような判例が積み重ねられるかわかりませんが、無制限なフェアネスがいったい可能なのかという疑問が大いにのこるわけです」と述べているように、純粋公正の証明に関する判例が今後でてくるなら、それがいかなるものか注目されるところである。

そもそも、会計の世界での真実性はいわゆる「相対的真実性」であり、それを支えているのが会計・監査ルールである。つまり、ここでいう「手続公正」であるといえる⁶。それとは性格も次元も異にする「絶対的真実性」が求められるなら、それはいかにして証明可能なのか。会計数値にかかわる法的判断が、とりわけ相対的真実性と絶対的真実性とのかわり、どのような真実性判断がなされるか。さらに、GAAPに基づいた会計数値の法的性格ないし位置づけはいかなるもので、外部監査人による手続公正による財務諸表の監査と、CEOおよびCFOによる純粋公正による宣誓証明とはどのような関係になるのか。仮に後者に関する訴訟が起きたとき、それと前者の監査証明とはどのような関係に

なるのか。

井尻講演で指摘された、この「手続公正」と「純粋公正」の公正概念は会計と法とのかかわりで、とりわけ「法と会計の乖離」という点で、重要な論点である。そして、あとでも触れるが、特に手続公正の重要性の再認識は重要であろう。いずれにしても、今後こうした純粋公正を求める企業改革法が改正されないとしたら、そして実際に訴訟が行われるなら、大いに注目されまた興味深いところである。

3 予測分離と複式簿記一記録、スクリプトの重視一

テーマ2の「実測会計、予測会計」では、この70数年で会計が実測会計から予測会計に大きく変わったこと、とりわけ「会計に予測が大っぴらにはいつてきた要因で無視できないのは、SECの予測にたいする態度の転換です」というように、SECの姿勢が実測会計から予測会計へシフトした点は重要なところだろう。

テーマ5の「予測保護、予測分離」では、実測と予測が混合されている財務諸表は予測の保護一善意(good faith)および合理的基礎(reasonable basis)に基づくことが条件一の適用が受けられないことが指摘され、そのため予測と実測とを分離区分することが提案される。しかも、それを開示のレベルではなく複式簿記、すなわち記録のレベルから行うというところがミソである。とりわけ、取引ベースによる実測・予測分離簿記がどのように展開されるか、大いに注目したいところである。

井尻教授はかつて「モメンタム会計（利速会計）」の複式簿記や、「時制的三式簿記」（予算・実績差異分析簿記）あるいは「微分的三式簿記」（利益変動分析簿記）といったきわめて斬新な複式簿記のアイデアを展開されたが⁷、筆者はそれを特に「構造的同型性」（複式簿記の基本構造）とその上に形成される「形態のバリエーション」（目的を異にする会計形態）という視点から捉えた⁸。今回の複式簿記による予測分離簿記（時制差の簿記システム）の試みも、そうした視点から、すなわち複式簿記の構造の上に形成される実測・予測分離会計という視点から注目したい。

ところで、実測欄、予測欄、合計欄をもつ財務諸表というとき⁹、業績報告の将来のあり方に関するIASB案が想起されるだろう。しかし、IASB案は投資家の予測目的に資する形での業績報告のあり方が模索されており、利害調整目的を志向したものではない¹⁰。しかも、そこではP/Lの将来のあり方の議論はなされても、B/Sについては何も触れられない¹¹。その点で、井尻提案は「この分離によって客観性・検証可能性を強調する投資家は実測値の欄をもとに企業の評価をすればいいし、投資意思決定のための情報に重きをおく投資家には予測値の欄に注目してもらえばいいというわけで、ふたつの相反する投資家のニーズにも同時に対応できる財務諸表ということになると思います」と述べているように、実測会計と予測会計の2つの会計を同時に志向し一いつてみれば「実績・予測分離結合会計」一、しかもそれを複式簿記によって可能にしようとしているわけである。

要するに、IASB案の予測志向、開示志向とは異なり、井尻提案には「予測保護の適用→実測と予測の分離→その複式簿記」という考えの手順がある。ここに、開示志向（開示偏重）を強める今日の会計状況のなか、記録、スクリプトを重視する井尻教授の1つの会計観をみる思いがする。

4 利害調整会計の重要性一収益費用見地の再評価、貸借対照表能力の再検討一

先に予測分離に関して実測会計と予測会計の2つの会計を同時に志向していると述べた。

この同時志向は、「実測会計と予測会計と比較しますと、利害調整目的のためには実測会計が、意思決定目的には予測会計が適していることがわかります」というように、2つの会計、すなわち利害調整会計(equity accounting)と意思決定会計(operational accounting)の同時志向ともいえる。だが、注意したいのは「改革法のためにこれからの会計では、利害調整会計が重要性が高まり、また実測会計のほうに傾くようにみられます」と、利害調整会計の重要性が指摘されている点である。

さらに、これに関連して「収益費用見地」(RE観)の再評価が強調される点は重要だろう。思うに、今日の多くの会計問題の出所をたどっていけば、その1つに「資産負債見地」(AL観)の台頭というところに行き当たる。そのことは、例えば最近の収益認識にAL観が登場してきていることにも現れている¹²。したがって、今日の企業会計のあり方を考えるさい、この2つの見地の関係がどうなっているかを理論的に検討する必要がある。これまでのRE観と今日のAL観のかかわり方は、必ずしも理論的に決着されているわけではないのである¹³。

この貸借対照表を all inclusive にしていこうとする今日の企業会計のあり方は、他方で損益計算書の信頼性に大きな影響を及ぼしている。少なくともこれまでの企業会計には、いわゆる「適正な期間損益計算」の遂行という重要な任務があった。そのもとで資産も負債も規定されていた。だが、今日の企業会計にあっては、貸借対照表を all inclusive にするという貸借対照表中心志向(実態開示志向)が前面に強くでてきており、適正な損益計算はむしろその背面に押しやられている感がある。純資産の期間変動差額としての「包括利益」(comprehensive income)なる利益概念は、その1つの現れである。「B/Sを all inclusive→P/Lの comprehensive income」ということであり、けっして始めから損益計算ありきではないのである¹⁴。

2つの会計(利害調整会計と意思決定会計)と2つの見地(RE観とAL観)がどうかかわっているか、なお検討の余地はありそうだが、いずれにしても「財務諸表をもっと防御可能な defensible なものにするため『収益費用見地』の再評価と貸借対照表能力の再検討も改革法の余波で必要になってくると思われます」には、井尻教授の2つの会計の同時志向とともに、実測会計、記録、そして(会計責任を中核におく)利害調整会計を重視する姿勢をみてとれる¹⁵。

5 コンバージェンス問題のゆくえ—原則主義 vs. 規則主義、二元論的調整への期待—

以上の論点に加えてもう1つ、すなわち原則主義 vs. 規則主義にかかわって、今後の会計基準のあり方をめぐる「二元論的調整」ということに触れておこう。

一般に、国際会計基準は原則主義(principles-based)で、米国会計基準は規則主義(rules-based)といわれる。そして、米国での不正会計の原因の1つがこの規則主義にあるとして、その会計基準のあり方が再検討されはじめており、米国改革法もSECに原則主義を検討するよう指示している。

しかし、井尻教授は「…訴訟の多い米国の会計環境において、ガイドライン(規則—引用者)が必要不可欠なのは、税務で通達が不可欠なのに似てあきらかなのではないのでしょうか。…FASBとIASBとのあいだには2002年9月にいわゆるノーウォーク合意がかわされ、両基準の比較的コンフリクトの軽いところから調整を始めることになりました。この調整の過程では訴訟の多い米国の会計環境をぜひ国際会計基準でも考慮して二元論的に考えていただきたいところです」と原則主義を採ることの困難性と、IASBへの「二

元論的調整」への期待を表明しておられる。

目下、会計基準のコンバージェンス問題のゆくえが議論になっているが、原則主義か規則主義かの二者択一の選択論ではなく、原則は世界共通で規則・細則は各国でといった二元論的調整論を提案されているわけである。ただ、例えば結合会計に関するわが国の主張がなかなか通らなかつたことなどをみていると、こうした方法での国際的調整がアクセプトされるかどうか、その懸念がないわけではない。その点も含めて今後の国際的な会計基準のあり方が注目されよう。

6 動態をどう描くかーその方法のあり方ー

以上、今回の井尻講演のいくつかの論点をみてきたが、この他にも実測会計 vs. 予測会計での「利益の先取り」の4ステップー利益認識の現金主義ベースを出発点に「一次先取り」（実現主義）からエコノミック・インカム「四次先取り」まで¹⁶、純粹公正での自由の重荷の問題およびその純正公正に対する手続公正の重要性の再認識、会計の2大目的にかかわって投資家保護のための会計と利害調整会計とのかわり、さらには「記録」を原点とする利害調整会計重視と最近その重要性がクローズアップされてきた内部統制システムとのかわり、あるいは改革法の今後のゆくえ（特に政権が交代したさいその改正の可能性）など、さらに触れたい点はいくつかあるが、ここでは今回の講演の1つの特徴でもあった「二元論的」見方についてだけ、とりわけ別の方法との比較という点で、若干触れておきたい。

井尻教授は二元論(dualism)につき、広辞苑を引いて「ある対象の考察にあたって二つの根本原理をもって説明する考え方」とし、その「対照的な一対の概念の比較」でもって論を進めようとしたわけである。この一対の概念の対比という方法は、事物の本質を理解するにはきわめて重要であり、また有効な方法である。そのことは、例えば本稿で取り上げた公正概念の対比でも明らかであろう。ただ、その方法には幾分平面的・静的対比な点もあり、史的変遷の動的把握という点では必ずしも十分でないかもしれない。

その点で、同じく米国会計基準の歴史的考察を、特に「公開」(publicity)ないし「公開制度」の概念を軸に展開された津守教授の方法が想起される¹⁷。そこでの方法上の重要なキーワードは「二重性」、「二面性」ーとりわけその矛盾と統一、あるいは「転化」といったものであり、そこには明らかに弁証法的方法がみえる¹⁸。したがって、ここに歴史を考察するさい、二元論の見方 vs. 弁証法的方法という方法論上の対比が1つの興味深い試みとなるだろう¹⁹。コンバージョン問題でも触れたように、会計基準の国際的統合化が進展する今日、その制度的展開の本質的な考察にあたってはこうした試みは重要であるように思えてくる。重要なのは、いかなる方法と概念構成でもって、対象のリアリティーを失わずそのリッチさ、とりわけその動態を描きうるかである²⁰。

ところで、井尻教授はマルチ・フェイスな面をもつ。会計はもとより、法律、科学（特に物理）にもきわめて造詣が深い。この3つの分野に共通するもの、それが「手続的」(procedural)ということである²¹。物理学でさえ実在の真実を把握することは不可能で、そこで「一連の手続を経てた観察の結果が理論にあえば、それで理論の証明ができたことにするという手続上の暗黙の了解がある」ということになる。裁判でも真実はけっしてわからず、「手続き上のフェアネスしか方法がない」わけである。

会計も法もそして物理も、絶対的な真実性を求めるのは不可能であり、ここに手続上の「暗黙の了解」、「合意」の存在の重要性がある。今回の井尻講演でとりわけ重要な点は、

今日的な会計環境のなか記録・スクリプトの重要性、手続公正の重要性、さらには利害調整会計の重要性があらためて確認されたこと、そしてそこから複式簿記による予測分離という展開がなされた点である。この会計のいわば「原点」を再度強調して本稿を終えたい。
(7月31日稿)

注

- 1 講演内容は財務会計基準機構から出版される『季刊会計基準』第3号（9月）に掲載予定とのことである。なお、翌25日、駒澤大学深沢キャンパス洋館小ホールに井尻先生をお招きし、20余名の研究者有志をまじえて井尻講演につきディスカッションが行われた。本稿はそこでの討論のために筆者が用意したレジュメに基づいている。より詳しくは、本稿のもとになっている拙稿「井尻講演『変遷75年の米国会計基準とその環境』の論点」（『駒澤大学経済学論集』第35巻第2号）参照。
- 2 この著作は1968年、日経図書文化賞の特別賞を受賞している。そのときの審査委員長であった中西寅雄は「科学としての会計学は著者によってはじめて基礎づけられたといっても過言でないであろう」と絶賛した。この点については、拙稿「構造としての会計科学」（『福岡大学商学論叢』第27巻第4号、1983年）の付記参照。
- 3 6年前の講演は井尻雄士「アメリカ会計の変遷と展望」（『会計』第153巻第1号、1998年1月）参照。
- 4 前回と今回の講演をまさに二元論的にみることで、今回の井尻講演の1つの聴き方、読み方が可能となる。詳しくは本稿のもとになっている前掲拙稿参照。
- 5 今回は過去／現在／未来の3分類軸のもと、次の6テーマで論を進められた。①暴落一号・暴落二号、②実測会計・予測会計：過去／③改革立法・改革行政、④手続公正・純粋公正：現在／⑤予測保護・予測分離、⑥原則主義・規則主義：未来。
- 6 このことは会計が「規約主義」（conventionalism）に根ざしているということでもある。
- 7 井尻雄士『利速会計』入門』日本経済新聞社、1990年。井尻雄士『三式簿記の研究』中央経済社、1984年。三式簿記のロジックに焦点を当てた拙稿「三式簿記研究の一視点」（『企業会計』第36巻第9号、1984年9月）参照。
- 8 詳しくは拙著『時価会計の基本問題』（中央経済社、2000年）第12章、拙著『経営情報と簿記システム』（森山書店、1994年）第6～8章参照。
- 9 この多欄式ということでは、井尻教授はもともと原価主義者であっても非時価主義者ではないとの立場から、時価を開示するなら原価と併記といった考えをもっておられた。
- 10 IASB案については、拙稿「時価会計と資本利益計算の変容（下）」（『経営研究』第53巻第3号、2002年11月）の付記および筆者のホームページの「時事会計教室」（No.10「損益計算書の全面見直し、新たな業績報告書」）参照。なお、その後のIASB案ではタテの2区分が「再測定前利益」、「再測定」と変更されているが（傍点は引用者）、それを文字通り解釈すると、すべてに「再測定」（re-measurement）が前提されているのかという問いがでてくる。しかし、資産・負債観での（ストックの）「再測定」は理解できても、実現・配分・対応ないし収益・費用観に基づく利益計算（フロー）に配分の「修正」はあっても「再測定」の概念はなじまない。つまり、この用語変更の背景に資産・負債観の全面的適用という発想が垣間見える。
- 11 P/Lが再構成されるなら、B/Sも再構成されねばならないはずだが、このことは基礎概念や全体的な計算構造に基づいて論議されていないことの1つの現れともいえる。この点で「…当委員会でもある程度フレームワークに近いものをまとめていく必要があるように思われる」（斎藤静樹「企業会計基準委員会の基本姿勢」『季刊会計基準』創刊号、8頁）は重要であるように思える。個別的ルールよりも、概念枠組みにかかわる全体的理論のレベルでIASBに対応するのが日本的貢献の1つのあり方と思うからである。拙稿「時価会計と資本利益計算の変容（上）」（『経営研究』第53巻第2号、2002年7月）44頁参照。
- 12 このことは、伝統的な利益計算（フローの配分計算）の領域に資産・負債観（ストックの価値評価）がいわば“浸食”してきているとみることができる。拙稿「企業会計のハイブリッド構

造」（『会計』第162巻第1号、2003年1月）参照。

13 例えば前掲拙稿「企業会計のハイブリッド構造」では、両者のかかわり方を、今日の企業会計に見られる「ハイブリッド構造」（異なる計算系の併存と交錯の構造）という全体的性格のなかで捉えている。

14 今日の時価会計を考えるさい、始めに利益計算ありきかどうかの論点は「財務の透明性か、利益の計算か」という問いかけでもある。拙稿「金融商品会計の理論的基礎」（『企業会計』第54巻第12号、2002年12月、8-9頁）参照。

15 周知のとおり、『会計測定の基礎』（1968年）に続く、井尻雄士『会計測定の理論』（東洋経済新報社、1976年）では、会計の本質が会計責任に由来するものであるという立場から理論展開がなされている。とくに、「会計責任説においては財務諸表はたんに氷山の一角にすぎず、重要なのはその背後にあるシステムである」（序文iii頁）という視点は重要であり、それは今回講演の基調にもなっている。ちなみに、最近読んだ木村剛『会計戦略の発想法』（日本実業出版、2003年）での「わが国の論壇では『会計』といえば、何かとディスクロージャーがクローズアップされがちだが、ディスクロージャーが有効に機能するためには、内部管理上の『会計』実務が確立されなければならないことについて、配慮が行き届かない主張が少なくない」（16頁）は、この会計責任説の見方に通じている。また、『外部会計』（ディスクロージャー引用者）と、それを可能とする『内部会計』がともに實際上整備されなければ、有限責任という特権は認められなかったのだ」（37頁）と述べているように、重要なことは「有限責任の特権」という視点であり、そこから見えてくる会計の原点、会計の本質観である。

16 予測が入ってきた原因の1つを「利益の先取り」という視点から論じているのが興味深い。ただ、このステップは（現金主義を出発点に）「先取り」のいわば直線的ステップの印象をうける。それらの利益認識の拠り所を子細に検討すれば、それらは必ずしも直線的なステップ（4段階）に位置するものではないようにも思える。その点で、まずその「先取り」の根拠の検討が必要になるだろう。

17 その論理展開は（筆者はかねてより注目していたが）前掲拙著『時価会計の基本問題』第12章補論12.1、12.2）、昨年、一冊の大著にまとめられた。津守常弘『会計基準形成の論理』（森山書店、2002年）。筆者の最大の関心は、まさに「…『公開』に逃避するのではなく、『計算』に即して、問題の解決に努めるべきである」（397頁）というように、「計算」と「公開」の関係である。この点については、前掲拙著『時価会計の基本問題』第7章（186-88頁）、拙稿「時価会計と資本利益計算の変容（上）」（35-37頁）および前掲拙稿「時価会計と資本利益計算の変容（下）」（33-35頁）でも触れている。

18 端的には第1章第2節「公開の弁証法的構造」にみられる。

19 この津守教授の著作については、その方法論上の特質に触れている遠藤孝「書評：津守常弘著『会計基準形成の論理』（『会計』第161巻第6号、2002年6月）、および会計の総体的把握のための方法論を探るという観点から公開概念を検討している田中章義「会計における公開の概念について」（『東京経大会誌』232号、2003年1月）が参考になる。

20 この点で、同じく津守論文とサンダー論文を経済学の選択と会計パースペクティブという観点から対比した前掲拙稿「時価会計と資本利益計算の変容（下）」の補論参照。また、ここでの「いかなる方法で」という点については、例えばB.ライアン他著／石川他訳『会計学・財務論の研究手法』（同文館、1995年、87-88頁）参照。

21 この「手続的」ということで想起されるのが、会計利益とは何かに関する「操作的定義」である。拙稿「会計測定の公理的構造」（『大阪大学経済学』第27巻第4号、1978年3月）の119頁注1参照。